

震災復興情報

皆さんに
伝えたい情報必要な手続き
はお早めに困り事は
気軽に相談を内閣を確保の
上、応募をお楽しみ
いっぱい

市営住宅(仮設住宅優先住戸)予備登録兼 入居申し込み

応急仮設住宅入居者の方々に市営住宅の予備登録兼入居申し込みの受け付けを行います。早めの登録をお願いします。

対象 応急仮設住宅入居者
※復興公営住宅に事前登録している方は申し込みできません。
また、申し込みには収入要件等の条件があります。

申込方法 申込書に必要な事項を記入の上、郵送してください。

申込書配布期間 3月21日(火)～31日(金)(土日を除く)

申込書配布場所 市役所5階住宅管理課

受付期間 3月21日(火)～31日(金)(当日消印有効)

※申込多数の場合は抽選

登録できる住宅 水押、万石浦、鹿妻、稲井等の市営住宅
※詳しくは申込書に同封の資料をご覧ください。

申・問 〒986-8501 (住所不要)
住宅管理課(内線5753)



復興公営住宅の事前登録受付を終了します

復興公営住宅の事前登録受付を3月24日(金)で終了します。

期限までに事前登録されない場合、復興公営住宅に入居できなくなりますので、入居をご希望の方はお早めに事前登録をお願いします。

なお、詳しい入居資格や手続方法等については、問い合わせください。

対象

以下のいずれかに該当し、現に住宅に困窮していることが明らかな方

・東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「全壊」の方

・東日本大震災で居住していた住宅のり災判定が「大規模半壊または半壊」で解体を余儀なくされた方

・東日本大震災発生時、賃貸住宅に居住し災害を起因とする住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なかった方(申請の際に賃貸人等からの証明が必要となりますが、証明を受けることが困難な方は、ご相談ください)

申・問 市役所3階 事前登録相談窓口(37番窓口)(内線3981～3983)
専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042



国民健康保険の窓口一部負担金免除の継続

東日本大震災で被災された方で、次のいずれかに該当する場合は、病院受診時の窓口負担(一部負担金)が免除されます。

※免除要件に該当する方には、新しい免除証明書を3月下旬に発送します。免除要件に該当しているのに証明書が届かない方は、申請が必要な場合がありますので、問い合わせください。

対象 次のいずれかに該当する方

①り災証明書が全壊または大規模半壊の方で、世帯主および同一世帯で国民健康保険に加入している方全てが市民税非課税の世帯

②主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯の方で、世帯主および国民健康保険に加入している方全てが市民税非課税の世帯

免除期間 4月1日(土)～平成30年3月31日(土)(1年間)

※ただし、免除証明書の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降は平成28年中の所得状況により改めて判定します。

申・問 保険年金課(内線2343・2344)



復興公営住宅の3月入居者募集

新たに整備が決定した住宅等の入居者を募集しています。入居を希望される方は、事前登録の手続きが必要です。

すでに事前登録をされている方のうち、入居する住宅が決まっていない方に『入居者募集のご案内』を送付していますので、期間内に必ず申し込みください。

詳細については、問い合わせください。

募集期間

3月1日(水)～24日(金) 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

申・問 市役所3階 事前登録相談窓口(37番窓口)(内線3981～3983)
専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042



介護保険の利用料免除の継続

本年3月31日(金)までの「介護保険利用者負担額免除証明書」をお持ちの方は、4月1日(土)以降も利用料の免除が継続されます。

※新しい免除証明書は3月下旬に発送します。

対象 次のいずれかに該当する方

①り災証明書が全壊または大規模半壊の方で、市民税非課税世帯の方

②主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯であった方で、市民税非課税世帯の方

※別途確認書類が必要となりますので、問い合わせください。

※4月1日(土)以降にこの条件に該当している場合は申請手続きが必要となります。

手続きに必要なもの

・被保険者証 ・印鑑

・免除対象となることが確認できる書類(り災証明書、非課税証明書等)

免除期間 4月1日(土)～平成30年3月31日(土)(1年間)

※ただし、免除証明書の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降は平成28年中の所得状況により改めて判定します。

申・問 介護保険課(内線2439・2442)
各総合支所保健福祉課



渡波中学校が完成します

渡波中学校の新校舎がさくら町に完成します。稲井小学校内の仮設校舎から移転し、4月1日(土)から新しい校舎での学校生活が始まります。

移転後の住所 さくら町四丁目1 **移転後の電話番号** ☎25-1511



問 教育総務課(内線5014)



企業立地のための支援制度

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設または移設した企業に助成金を交付します。

助成金を受けるためには業種や設備投資額、雇用人数等、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。

詳細はホームページをご覧ください。

申・問 産業推進課(内線3548)



雄勝小学校と大須小学校、雄勝中学校と大須中学校を統合します

雄勝小学校、大須小学校、雄勝中学校、大須中学校は3月31日(金)をもって閉校し、4月1日(土)から、2つの小学校と2つの中学校をそれぞれ統合します。

新校舎建設中のため、1学期は現在の大須小学校校舎を使用し、2学期から新校舎に移転します。

統合前の校名	統合後の校名	1学期間の暫定校舎
雄勝小学校	雄勝小学校	住所 雄勝町大須字大須251-2 ☎58-2549
大須小学校		
雄勝中学校	雄勝中学校	住所 同上 ☎58-2245
大須中学校		

問 教育総務課(内線5014)

相談 あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会

要電話予約

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

とき	ところ
3月24日(金)・4月28日(金)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前
3月25日(土)・4月29日(土・祝)	

- 申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター
☎0120-086-353(フリーダイヤル)
午前9時～午後5時(祝日を除く)
- 問 市生活再建支援課(内線3955)

●「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建築・購入時)の給付が受けられる制度です。

※次の場合は申請対象外となります。ご注意ください。

被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入または補修を行っている場合

とき	ところ
3月24日(金)・25日(土) 4月20日(木)・21日(金)	午前10時～午後4時 市役所3階36番窓口

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認等
※会場では申請書の提出はできません。

- 申・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター
☎0120-250-460(フリーダイヤル)
午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)
- 問 市生活再建支援課(内線3955)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- 離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- 生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等

ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

とき	ところ	相談時間	相談担当者
3月21日(火)	仮設開成第8団地集会所 (開成1-63)	午後1時30分～4時	弁護士 社会福祉士
3月28日(火)	仮設大森第4団地集会所 (大森字内田1-81)	午後1時40分～4時	弁護士

※予約者優先(当日相談可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。曜日により担当専門家が異なりますので、詳細は法テラス東松島にお問い合わせください。

- 申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
- 問 市生活再建支援課(内線3965)

東日本大震災被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限延長

手続き

申請期限が1年間延長となりました。

申請されていない方は手続きをお願いします。

申請期限 平成30年4月10日(火)

支給対象 東日本大震災時、市内に居住していた世帯で、震災により、

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅が半壊または住宅の敷地に障害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- 申・問 生活再建支援課(内線3956)

防災ラジオの受信状況を確認してください

お知らせ

ラジオ石巻(FM76.4MHz)の受信障害対策を行っています。河南・河北・桃生南部地区では、電波受信方向が変わる場所があります。また、受信の難しかった桃生北部、稲井(真野・沼津)・渡波北部地区では電波を強めました。

受信状況の確認

①防災ラジオ本体右上の受信ランプ(3つのランプの真ん中)が赤く点滅していると受信状況が不良です。

②ロッドアンテナをしっかり伸ばすまたは付属の外部アンテナを大きく広げて使用し、受信しやすい場所と方向を確認する(外部アンテナを使用する際は、ロッドアンテナは縮めてください)。

③受信ランプが点滅しないことを確認する。

問 危機対策課(内線4158)



石巻市津波避難ビル認定第32号

お知らせ

市では、津波発生時に浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設や公共施設を活用し、沿岸部に津波一時避難場所の整備を進めています。

新たに次の施設を石巻市津波避難ビルとして認定しましたのでお知らせします。
石巻市津波避難ビル第32号 市水産総合振興センター(魚町二丁目12-3)



▲市水産総合振興センター

問 防災推進課(内線4180)

「震災支援機構」からのお知らせ

お知らせ

(株)東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)は、東日本大震災により過大な債務を負った中小企業者の方々の債務負担を軽減しつつ、事業の再生を支援するため、国により設立された会社です。

支援の内容

金融機関からの借入金が過大な状況で返済負担が重い状況となっている事業者が今後の事業継続のために、元金返済猶予、利息減免、借入金の圧縮、新規借り入れを行う際に、債務保証等の支援を行います。

※支援決定を行う期間は、平成30年2月22日(木)までです。

※支援決定までに相応の時間が必要なため、平成29年夏ごろまでにご相談ください。

支援事例 仮設から本設への移転にあたり新たな借り入れが必要な事業者

ここがポイント 仮設から本設に移転する際の新たな借入金によって、震災「前」借入金の負担が重くなる方は支援の可能性があります。

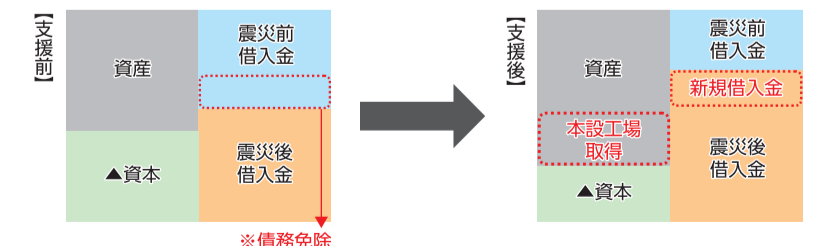
【宮城県沿岸部・水産加工業・従業員10人以下】

- (1)被災から支援に至るまでの経緯
・津波により工場・設備が全て流出
・仮設工場で事業再開するも、設備購入等により債務が増加
- (2)抱えていた課題
・本設工場を取得し本格的な事業再開を希望
⇒新たな借入が必要となり、震災「前」借入金の返済負担が重い



- (3)震災支援機構による支援の内容
・本格的な事業再開のもととなる、「事業再生計画」の策定支援
・震災「前」借入金を金融機関から買い取り⇒返済負担を軽減(一部債務免除・金利引き下げ・返済猶予)
・本設工場建設資金について、金融機関と調整⇒新規融資実行

【財務内容(イメージ)】



- 申・問 (株)東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)
☎022-393-8550 午前9時～午後6時(土日・祝日を除く)
- 問 市商工課(内線3524)

★ イベント **かどのわき復興まちびらきイベント**

“門脇町”は土地区画整理事業や復興公営住宅の完成により、新しいまちに生まれ変わりつつあります。皆さんと新しいまちの誕生をお祝いします。ぜひお越しください。

と き 3月19日(日) 午前9時30分～午後2時

ところ 旧門脇小学校南側テント(門脇四丁目内)

内容 日高見太鼓、渡波獅子風流等楽しいステージとおいしいグルメが勢ぞろい!石巻物産市も開催します。



▲イベント会場位置図

問 かどのわき町内会 本間 ☎090-9536-2354
市区画整理第2課(内線5569)

お知らせ **在宅障害者等社会参加促進助成券(タクシー・ガソリン共通助成券)**

心身に重度の障害のある在宅の障害者が通院や社会活動に参加するために、タクシーや自家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や自動車燃料費の一部を助成しています。

対象 身体障害者手帳1・2級および3級(3級の場合は、肢体不自由・呼吸器機能障害・在宅酸素療法者に限る)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持し、平成28年度市民税が本人非課税の方

申請方法

- ・平成28年度に交付を受けた方で、平成29年度も対象となる方には、助成券を4月1日(土)に送付します。(申請不要)
- ・平成28年度に交付を受けていない方で、対象となると思われる方には申請書を3月上旬に送付していますので、窓口で申請手続きをしてください。

申・問 障害福祉課(内線2477～2479)・各総合支所保健福祉課

募集 **平成29年度「外国人のための楽しい日本語教室」国際サークル友好21**

石巻地域にお住まいの外国人の皆さん、日本語や日本の文化・生活習慣について楽しく学びましょう。日本語ボランティアがお手伝いします。

託児もあるので、お子さん連れでも安心して受講できます。

と き 毎週月曜日 午前10時～正午

開講式 4月3日(月)午前10時

要電話予約

ところ 石巻中央公民館3階 第1・2講座室

料金 無料(ただし、テキスト代は自己負担、資料代等として毎月500円)

申・問 国際サークル友好21事務局 清水 ☎23-2863

市地域振興課(内線4206)

お知らせ **「石巻がんばっちゃテレワーカー」お仕事説明会**

テレワークとは?

テレワークとは、「tele = 離れた所」と「work = 働く」を合わせた造語です。パソコンとインターネットを使って時間や場所を有効に活用できるテレワークは、育児中の方、高齢者、障害者等さまざまな方がそれぞれの生活スタイルに合わせ柔軟な働き方が可能になることや、都会でも地方でも同じように働くことが可能になることから注目されています。

仕事内容

◎ライティング ◎テープ起こし ◎在宅コール ◎WEB制作等の仕事をご用意しています。

(例1)ライティングの仕事 週20時間、月3万円程度

(例2)WEB制作の仕事 週40時間、月15万円程度

お子さん連れでも参加できます

説明会

	と き	と ころ
3月22日(水)	午前10時～正午(受付開始 午前9時40分)	市観光物産情報センター 「ロマン海遊21」2階
	午後2時～4時(受付開始 午後1時40分)	

※上記日程で参加が難しい場合は、別途開催することも可能ですのでお問い合わせください。

申・問 (株)テレワーク1000スタッフ ☎0120-661-089

問 市商工課(内線3525)

募集 **ポリテクセンター宮城「公共職業訓練受講生募集」**

早期再就職に向けた職業訓練を実施しています。

募集訓練科名 多賀城実習所 スマートプログラミング科

定 員 20人

訓練期間 5月23日(火)～11月9日(木)(6カ月)

料 金 無料(ただし、テキスト代等は自己負担)

募集期間 3月6日(月)～4月17日(月)

申込方法 居住地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)を通じ申し込みください。

問 ポリテクセンター宮城訓練課(多賀城実習場) ☎022-362-2454
市商工課(内線3523)

お知らせ **シルバー人材センター入会説明会**

市内に居住する60歳以上で、健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になることができます。

と き 4月19日(水)・26日(水) 5月17日(水)・24日(水)

6月21日(水)・28日(水) 午前9時

入会時に必要なもの

年会費(3,000円)、印鑑、健康保険証、七十七銀行の通帳
詳しくは問い合わせください。

問 (公社)石巻市シルバー人材センター(南中里三丁目14-3) ☎94-3683
市商工課(内線3523)

お知らせ **宝くじ助成を活用しました**

(一財)自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業(地域防災組織育成助成)を受け、自主防災組織に必要な備品を配備しました。

助成団体名	配備内容
不動町町内会	発電機、リヤカー、 テント、工具等
かほく鶴家防災会	
大浜親和会	
水浜区有会	

問 防災推進課(内線4174)



表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 ☒ Eメール

電話番号 市内 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111
案内 桃生総合支所 ☎76-2111 北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111
渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442

市のホームページを携帯やスマホでも見られます

バーコードを読み取って簡単に接続! ※機種によってアプリが必要な場合があります。 ※通信料金がかかります。

携帯電話用 QRコード スマートフォン用 QRコード

問 秘書広報課(内線4784)



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111
開庁時間 午前8時30分～午後5時 ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4025・4784) FAX0225-23-4340

FAX 0225-22-4995
次回発行は平成29年4月1日の予定です。
編集/印刷 (株)石巻日日新聞社